

令和4年2月16日

中津川市長 青山節児 様

中津川市行政不服審査会

会長 後藤 武夫

延滞金減免不承認取消請求事件について（答申）

令和4年1月4日付けで貴職から受けた、中津川市長（以下「処分庁」という。）による令和3年3月17日付けの延滞金減免等決定通知書に関する処分（中債第59号）についての審査請求（延滞金減免不承認取消請求事件（令和3年度審査請求第1号））に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次に掲げる事由により、本件処分の取消しを求めるものである。

- (1) 審査請求人は、平成9年に学生向けアパートを建設したが、その4年後に近隣に別の事業者によりアパートが建設されたため、審査請求人所有のアパートの入居率が下がり、収益が出なくなったことから、固定資産税を納めることができなくなった。

平成13年又は平成14年に処分庁へ相談し、当時の滞納分に係る毎月の納付額を2万円とすることとした。その際、処分庁は「延滞税」の処分は猶予すると言ってくれたので、このことは地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の規定による徴収の猶予に該当する。

- (2) 処分庁は、決定通知書において、減免しない理由として地方税法第369条第2項及び中津川市税減免等取扱規則（昭和62年中津川市規則第20号。以下「規則」という。）第3条第2項の規定に該当しないと記述しているが、国税通則法（昭和37年法律第66号。以下「通則法」という。）第63条の規定では同法「第46条第3号、第4号、第5号に該当すれば延滞税のうち2分の1に相当する金額は免除する」との規定があり、(1)に記載の審査請求人が受けた損害は、「3号又は4号に該当」する。

- (3) 平成21年に審査請求人の自宅の土地建物が差し押さえられ、令和2年にも審査請求人名義の土地を差し押さえられたが、これも通則法第63条第5項の規定による「延滞税」の免除に該当する。
- (4) 本件申請は、地方税法第455条第2項、第482条第3項、第701条の11及び第723条第2項の規定からも、減免されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張は、次に掲げる事由により、処分庁に違法又は不当な点はないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるものである。

- (1) 審査請求人は、延滞金について「分納している間は「延滞税の処分は停止する」と言ってくれました。」と主張するが、そのような事実はない。また、審査請求人は、事実を証明する物的証拠を提示することなく主張するのみである。
- (2) 審査請求人が主張する銀行引き落としによる納付については、仮に2万円の引き落としの記録を証するものがあつたとしても、それはあくまで平成14年当時に分割納付の約束及び手続をし、分割納付をしていたという事実が確認できるのみである。なお、審査請求人は、地方税法第15条に定められた徴収猶予の申請を行っていない。
- (3) 審査請求人は、地方税である固定資産税に係る延滞金の減免を自身が受けられるということを主張しているのであるため、通則法ではなく地方税法の規定に従わなければならない、その点において既に失当である。
- (4) 審査請求人の主張する通則法第63条は、納税の猶予等をした際に延滞税を免除する要件について定義したものであるが、地方税法においては第15条の9第1項及び同条第2項に同様の規定があるため、審査請求人が地方税法の同規定と勘違いして引用してしまったと善解したとしても、延滞金免除の前提として、納税の猶予を受ける必要があるという規定を読み違えており、審査請求人が徴収猶予の対象となり得ることはあり得ず、以上のことからしても審査請求人の主張は失当である。
- (5) 審査請求人は、既に確定した延滞金の減免について規則第3条第2項及び地方税法第369条第2項に基づき減免申請を行ったものであり、規則には該当する項目がないことから処分庁は本件処分、すなわち「減免非該当」を決定し、その旨を通知したのである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件に係る法令等の規定について

地方税法は「市町村長は、納税者が前項の納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる」旨規定しており、規則は、地方税法の規定に基づき延滞金の減免の要件等について、具体的に定めている。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 中津川市における固定資産税に係る延滞金の減免を受けるためには、規則別表第1及び別表第2で定める減免の要件に該当することが必要であるが、本件請求の理由はそれらのいずれにも該当しない。

(2) 審査請求人は、通則法の規定を引用し、本件申請に対しては減免が認められるべきであると主張する。しかし、通則法は国税についての事項を定めるものであり、また、地方税法の固定資産税に係る延滞金の減免について定める条項において通則法を準用等する規定は無いため、本件処分において通則法の規定を用いることはできない。

(3) 審査請求人は、地方税法第455条第2項、第482条第3項、第701条の11及び第723条第2項の規定からも、本件申請に対しては減免が認められるべきであると主張する。しかし、地方税法第455条は軽自動車税、同法第482条はたばこ税、同法第701条の11は入湯税、同法第723条は水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税に関する規定であるため、本件処分においていずれの規定も用いることはできない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 審査会の処理経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経過
令和4年1月4日	諮問書受理
令和4年2月16日	審議
令和4年2月16日	答申

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分について

(1) 第3の2のとおり、処分庁は、法令等の規定に従って本件処分を行っており、処分庁のこの判断に違法又は不当な点はないものといえる。

(2) 審査請求人は、通則法や地方税法の軽自動車税、たばこ税等の規定に

より固定資産税の減免が認められるべきであると主張するが、本件処分ではいずれの規定も適用されないことから審査請求人の主張は失当である。

2 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理委員による審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

上記のとおり、本件審査請求について、当審査会は第1記載のとおり判断する。

第6 中津川市行政不服審査会委員

役 職	氏 名	備 考
会 長	後藤 武夫	弁護士
副会長	大塚 健司	中京学院大学経営学部特任講師
委 員	早川 菅子	人権擁護委員